

## 佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会幹事会設置規程

### (目的)

第1条 この規程は、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第12条第2項の規定に基づき、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 幹事会は、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、佐世保市、江迎町及び鹿町町の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

### (組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

### (幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選とする。

### (会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

### (会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の座長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (関係者の出席)

第7条 幹事会は、必要があるときは関係職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (報告)

第8条 幹事長は、必要に応じ、幹事会の協議経過及び結果について協議会の会長に速やかに報告するものとする。

### (庶務)

第9条 幹事会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会設置の日（告示の日）から施行する。

別表（第3条関係）

区分	職名	
佐世保市	市町合併に関する事項を所管する副市長	市町合併に関する事項を所管する部長職
江迎町	副町長	市町合併に関する事項を所管する課長
鹿町町	副町長	市町合併に関する事項を所管する課長
長崎県	長崎県職員	